

北里大学獣医学部進級規程（平成 26 年度以前入学者対象）

（総則）

第 1 条 この規程は、北里大学獣医学部に在籍する 2 年次以降の学生の進級並びに留年について定める。

（進級）

第 2 条 各学年次までに配当された必修科目中、不合格科目が 3 科目以内の者は進級できる。ただし、平成 24 年度以前の獣医学科入学者は、不合格科目が 5 科目以内の者は進級できる。

（1 群科目）

第 3 条 1 年次配当の 1 群必修科目に不合格がある者は、3 年次に進級できない。

（実験・実習科目）

第 4 条 必修の実験・実習科目が 1 科目でも不合格の者は留年とする。ただし、獣医学科入学者は、不合格の理由が出席日数不足による場合とする。

（共用試験）

第 5 条 平成 25 年度以降の獣医学科入学者のうち、共用試験に合格した者は参加型臨床実習を履修できる。

（留年者）

第 6 条 留年者は、不合格の必修科目を再履修しなければならない。

（除籍）

第 7 条 同一学科同一学年で 2 回留年した者（休学留年を除く）は、北里大学学則（以下「学則」という。）に基づき除籍とする。

（進級）

第 8 条 進級の可否は、学則に基づき教授会において決定する。

（この規程の改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、教育委員会の議を経て、教授会において決定する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、獣医畜産学部在籍する学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程第 6 条に定める再履修についての取り扱いは、北里大学獣医学部単位修得済科目の再評価の取扱いに関する申合せに定める。
- 3 この規程は、獣医畜産学部在籍する学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、獣医畜産学部在籍する学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度獣医学科科学士入学者は、不合格科目が 5 科目以内の者は進級できる。